人工知能（AI）時代の
適正な特許出願ガイドライン

2026.06



基本原則 3

AI 発明の類型別留意事項 4

AI 自体の発明 5

AI技術が発明の構成要素として含まれている発明 6

AIをツールとして活用した発明 8

その他の留意事項 9

知識財産処

本仮訳は、知識財産処で発表した「人工知能（AI）時代の適正な特許出願ガイドライン（2026.06.09.）」をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。
(https://www.kipo.go.kr/ko/kpoBultnDetail.do?menuCd=SCD0200640&ntatcSeq=17109&sysCd=SCD02&aprchId=BUT0000048)

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供している内容が、正確であるかどうか、有用であるかどうか、確実であるかどうか、ご利用される方の目的に合致しているかどうか等については、一切保証できません。本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。



人工知能（AI）技術は単なる認識段階を超え、人間の創造的な領域を補完する生成（Generative）AIに進化し、様々な産業現場において中核的なツールとして活用され、研究開発の効率向上や開発期間の短縮に大きく貢献しています。**こうした技術的飛躍は産業パラダイムを根本的に一変**させています。

世界各国では、AIの覇権を握るため、総力を挙げて取り組んでいます。韓国は「世界3位のAI大国（G3）」目標を掲げており、米国は「AI行動計画」、日本は「AI推進法」を基盤として革新技術の保護及び産業活性化を同時に図っています。このような状況の下で、知的財産（IP）の重要性はいつにも増して強調されており、**知識基盤社会の柱である特許は、企業の競争力強化と雇用創出を促す国の成長エンジンとして中枢的な役割**を果たしています。

しかし、**AIを活用した発明の急増は、知的財産権の体系に新たな課題**を投げかけています。AIを活用した技術開発や特許出願は、イノベーション創出プロセスの全般的な生産性を大きく向上させる一方、技術的実体や実現可能性が十分に検討されていない特許出願が急激に増加した場合、特許に対する信頼が低下するのではないかという懸念の声も存在します。

知識財産処では、AI時代における適正な特許出願を奨励するため、**『AI発明に関する特許出願ガイドライン』を策定しました。**

基本原則

特許法では、「**発明をした者（自然人）又はその承継人のみが特許**を受ける権利を有し、発明者として認められるためには、**実質的に人間が技術的思想の創作に貢献**する必要がある」と定めています。正当な発明者でない場合は、特許法第33条の規定に基づき、特許を受けることはできません。また、審査官の誤認によって特許が設定登録された場合であっても、拒絶理由を有しているため、最終的には無効になるおそれがあります。

※ 審査官は、審査の過程において正当な発明者であるか否かに疑義がある場合、特許法第33条の規定に基づき、拒絶理由通知と併せて「直筆署名が含まれた研究ノート」及び「発明者確認書」等の書類の提出を要求することができます。さらに立証資料だけでは正当な発明者であるか否か判断が困難な場合、出願人（発明者）に対して面接審査を要請することができます。

AIの「ハルシネーション（Hallucination、幻覚）」現象によって、現実に存在しない情報が生成される可能性があります。出願人並びにその代理人は、明細書及び意見書等の書類作成過程において、**内容の真実性及び発明の実施可能性等を十分に検討し、確認しなければなりません。AIで生成した仮想実施例等は「AI生成実施例」であることを明確にし、実際の実験結果と混同が生じない**ようにしなければなりません。万が一、AIによる実験結果を検証せず特許出願する場合は、実施可能要件を満たさないという理由で拒絶されるか、あるいは特許が設定登録された場合であっても、最終的には無効になるおそれがあります。

さらに、事実に基づいて誠実に特許出願を行わなければならない**信義誠実の原則に反**し、特許出願や審査の過程等において、出願人や発明者等がAIの生成した実験結果を検証せず、それを実験結果として記載し、虚偽の特許を取得した場合には、特許法第229条の規定に基づき、**虚偽行為の罪**等により処罰の対象になるおそれがあります。

※ 審査官は、発明者として認定されるか否か、又はアイデアに新規性や進歩性があるかを判断し、発明の実施可能性や、第三者が容易に実施できる程度に明細書が具体的かつ十分に記載されているかなどを重点的に検討します。

〈AI発明における仮想特許出願及び審査事例〉

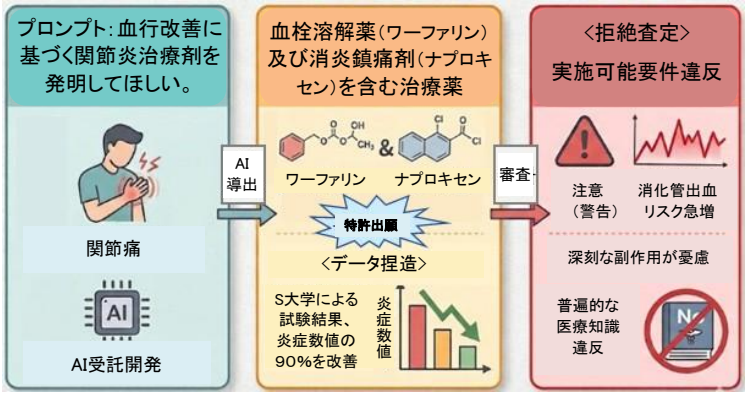

AI発明の類型別留意事項

AI発明は**AI自体の発明、AI技術が発明の構成要素として含まれている発明及びAIをツールとして活用した発明**に区分することができます。人間が技術的思想の創作に貢献したか否かは、AI発明の類型にかかわらず共通して留意する必要があります。類型ごとの特徴に応じて、留意すべき主な事項は以下のとおりです。

● 共通留意事項：人間による技術的思想の創作への実質的な貢献

3つの類型のAI発明はいずれも、**人間が具体的着想を新たに提示・付加・補完するなど、技術的思想の創作に実質的に貢献しなければなりません**。AIに**単なる指示**を与え、その**結果をそのまま出願**するなど、**人間が実質的に貢献していない場合**には、規定に基づき、**特許を受けることができません**。設定登録された場合であっても、**拒絶理由を有しているため、無効**になるおそれがあります。

発明者として認められる事例

具体的な条件の設定

TIPS 具体的なアドバイス・指導

特定の機械装置等の効率を高めるために、一般的なデータではなく、研究者が直接設計した特殊な物理的条件とパラメータをAIに入力し、最適構造を導出した場合

選択及び補完・修正

TIPS 具体的着想を新たに提示・付加・補完

AIが提示した数百の化合物候補のうち、研究者が専門知識を活かして有効な候補を選別又はAIが予測できなかった副作用を防ぐために、化合物の構造を修正した場合

実験的証明

TIPS 実験等による具体化

AIが理論的に提示した新しい新素材の配合比率等に基づき、研究者が実際の合成実験を行い、その結果を具体化した場合

発明者として認められない事例

単なる指示の付与

TIPS 単なる指示の付与

「従来に比べ、性能が20%向上したドローンの翼を設計してほしい」のように、誰でも想定し得る一般的な課題のみを付与し、その結果をそのまま転記して出願した場合

無批判な受容

TIPS データ整理のみにとどまる場合

AIが出力した設計図やモデルによる出力結果に対し、技術的な検討や修正を一切加えることなく、そのまま特許明細書に転記して出願した場合

● AI発明の3つの類型別留意事項

AI自体の発明：アルゴリズム、学習モデル等を請求する場合

●● コンピュータプログラム自体は、自然法則を利用した技術的思想の創作に該当しないため、特許を受けることができなません。このため、明細書を作成する際、**発明の成立性**が認められるよう留意しなければなりません。発明の成立性が認められるためには、**AI（ソフトウェア）がハードウェア（プロセッサ、メモリ等）と結合して特定の目的を達成するための高度な情報処理を行わなければなりません。**

発明の成立性が認められる事例（仮想事例）

【請求項1】ニューラルネットワークモデルの**演算方法**において、**プロセッサ**が入力データを取得してメモリに記憶させ、**メモリ**に保存された複数の演算層間の重みを制御する特定の損失関数に基づいて演算を行う段階；前記演算結果に基づき、学習済みの前記ニューラルネットワークモデルの予測データを出力する段階を含むニューラルネットワークモデルの演算方法。

☞ ニューラルネットワークモデルの**演算方法（ソフトウェア）がプロセッサ及びメモリ（ハードウェア）と結合**して情報処理を行うため、発明の成立性が認められる

発明の成立性が認められない事例（仮想事例）

【請求項1】ユーザーの行動データを活用したニューラルネットワークモデルの学習方法において、ユーザーの購入履歴、検索履歴及び関心情報を収集する段階；前記情報を分析してユーザー属性をベクトル形式に変換する段階；変換されたベクトルを深層学習モデルに投入し、将来の行動を予測する段階；を含むニューラルネットワークモデルの学習方法。

☞ データ収集、ベクトル変換、予測段階等の抽象的な情報処理プロセスのみが記載されており、その処理プロセスが**ハードウェア（プロセッサ、メモリ等）と結合されていないため**、発明の成立性が否定される

AI技術が発明（請求項）の構成要素として含まれている発明：
AIがシステムの一部となり、データを分析、判断・制御する場合

- **明細書の記載要件**を満たすためには、技術的課題の解決に向けたデータの前処理（pre-processing）、学習データ、学習モデル、アルゴリズム等が、それらの**技術的特徴に応じて明確に理解できるよう、明細書に十分に記載**されなければなりません。

学習モデルに特徴がある場合（仮想事例）

発明の特徴：気象データ（温度・湿度情報等）と環境データ（PM2.5の情報等）を学習データとし、機械学習モデルを用いて住宅の温度を自動制御すること

☞ **入力データである気象・環境データ（温度、湿度、PM2.5の情報等）及び出力データである住宅の温度間との相関関係が、明細書にいずれも具体的に記載されていなければならない**

※ ただし、当業者が**入力データ、出力データ間の相関関係を推定、又は把握できる場合**には省略することができる。

データの前処理に特徴がある場合（仮想事例）

発明の特徴：車両センサから収集したRAWデータを入力として受け取り、ノイズを除去して学習に最適化された学習データに変換した後、学習データを人工ニューラルネットワークに入力して走行ルートを生成すること

☞ **明細書において、どのフィルタリングアルゴリズムやデータクレンジングの手法を用いて、前処理を実施するか等、具体的な前処理のプロセスが記載されなければならない**

※ ただし、**明細書に記載された実施例により、当該前処理のプロセスが明確に把握可能な場合**には、これを省略することができる。



進歩性が認められるためには、データの前処理（pre-processing）、学習モデル、又は学習結果の活用プロセスにおいて独創的な特徴が存在し、これにより先行技術に比して、顕著な効果を生み出さなければなりません。

進歩性が認められる事例

データ前処理	RAWデータから規格化された学習データを生成するプロセス等を具体的に記載することで、モデルの性能が飛躍的に向上する場合
学習モデルの高度化	学習環境の構築、複数の学習モデル間における連携方式、又はモデル設定値の最適化の実現方式が具体的に記載することで、先行技術に比べて顕著な効果を生み出す場合
学習結果の活用	学習モデルから出力されたデータを活用する処理方法が具体的に記載することで、先行技術に比べて顕著な効果を生み出す場合

進歩性が認められない事例

AI技術の単なる付加	AIが発明の構成要素として含まれているにすぎず、単にAIを利用する程度にのみ記載されている場合
業務の単なるシステム化	人間が遂行する業務やビジネス手法を具体的な改善なしに、単にAIで実現した場合
単なる設計変更	先行技術の技術的思想をそのまま維持したまま、単に公知の学習モデルを変更（例：RNNからCNNに置換）、又は演算量を減らすための前処理（pre-processing）プロセスを導入した場合
当然の効果	AIの導入により、技術的構成に一部の相違はあるものの、その相違が迅速な処理、大容量データ処理、エラーの低減等、AI導入に伴い当然想定される効果にとどまる場合

AIをツールとして活用した発明：

AIを活用して、特許を取得しようとする機械部品の形状、最適化された設計、新規化合物等を探査する場合

- AIを設計・探索ツールとして活用して、最適な機械形状、設計図、新しい物質や用途等を見出した発明の場合、実際の**実施可能性や反復再現性について必ず検証し、明細書を作成**しなければなりません。

高さ調整作業台（仮想事例）

請求項	図面
作業物を支持する天板（100）； 前記天板（100）を昇降させる電動シリンダ（200）； 前記天板（100）の中央下部に設置され、作業物の荷重を測定する荷重センサ（400）； 前記荷重センサ（400）から測定された荷重値に基づき、前記電動シリンダ（200）の動作速度を制御する制御部（500）； を含む高さ調整作業台。	【図1】高さ調整作業台の全体斜視図 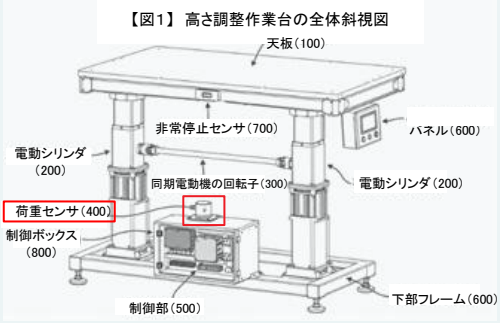 ☞ 荷重センサ（400）は作業物の荷重を全く検知できない構造となっているため、**実施可能要件違反。**

- AIを活用して新規化合物を導き出した場合においては、単に化学構造式を記載するだけでは不十分であり、当該化合物が実際に製造可能であることを示す実験データ等の資料を記載しなければなりません。新規化合物の製造方法に係る発明の場合、化学発明の特性上、理論的予測のみに基づいて実際の実施可能性を確認することが困難であるため、具体的な製造手段及び方法を必ず記載しなければなりません。

- 医薬・バイオテクノロジー分野では、客観的かつ信頼できる実験結果により、発明の効果を実証しなければなりません。例えば、AI生成結果等の仮想環境コンピュータシミュレーション（in-silico）結果だけでは、その有効性や効果を証明するには不十分であるため、動物試実験（in-vivo）、あるいは試験管内試験（in-vitro）等、実質的かつ具体的な実験データにより有効性や効果を立証しなければなりません。

※ AI発明に関する詳細な特許要件及び多様な審査事例等については、知識財産処ホームページの「技術分野別審査・実務ガイド（第１部人工知能分野）」から確認いただけます。

＊ 知識財産処ホームページ > 知識財産制度 > 特許・実用新案 > 審査・実務ガイド

その他の留意事項

- 外部AIモデルに入力されたプロンプトやデータは、AIの学習データとして活用される可能性があります。その過程において**企業の営業秘密やアイデアがAI企業のサーバーに保存され、第三者に提供される可能性**があります。その結果、場合によっては**特許の新規性判断等に影響を及ぼすおそれがあるため、注意する必要があります。**

AIを使用する前に、入力データが外部AIモデルの学習に利用されないよう、ユーザー環境を設定する等セキュリティに留意する必要があります。

